

○仙台市立学校施設の開放に関する規則

昭和五〇年九月二二日

仙台市教育委員会規則第一一号

改正 昭和六一年四月教委規則第九号

平成四年一〇月教委規則第一四号

平成七年一月教委規則第三号

平成九年九月教委規則第一三号

平成一四年二月教委規則第五号

平成二二年三月教委規則第六号

平成二五年九月教委規則第八号

(目的)

第一条 この規則は、仙台市における社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場の確保のために、学校の施設を学校教育に支障のない範囲で幼児、児童、生徒その他一般市民の利用に供すること（以下「学校施設の開放」という。）に関して必要事項を定めることを目的とする。

(教育委員会及び校長の責任)

第二条 学校施設の開放に関する事務は、教育委員会が管理するものとする。

2 学校施設の開放を行う学校（以下「実施校」という。）の校長は、学校施設の開放に伴う学校の施設又は設備の管理、事故等の責任を負わないものとする。

(平二五、九・改正)

(管理等の委託)

第三条 教育委員会は、学校施設の開放に伴う学校の施設又は設備の管理等を、教育長が適当と認める団体の代表者等により実施校ごとに組織する委員会（以下「管理運営委員会」という。）に委託することができる。

(昭六一、四・全改、平四、一〇・平二五、九・改正)

(学校施設の開放)

第四条 学校施設の開放は、次の各号に定めるところによる。

- 一 スポーツ開放 団体が行うスポーツ又はレクリエーションの利用に供するため、学校の校庭、体育館その他校長が認める体育施設を開放すること
- 二 遊び場開放 幼児及び児童の遊び場としての利用に供するため、学校の校庭を開放すること

三 自由活動開放 児童生徒の自由な活動の場としての利用に供するため、学校の校庭又は体育館を開放すること

(平四、一〇・平七、一・平一四、二・平二五、九・改正)

(スポーツ開放の時間)

第五条 スポーツ開放を行う時間は、次のとおりとする。

一 仙台市立学校の管理運営に関する規則（平成十四年仙台市教育委員会規則第三号。以下「規則」という。）第四条に規定する学校の休業日（以下「休業日」という。） 午前九時から午後九時まで

二 休業日以外の日 午後六時から午後九時まで

2 周辺の生活環境を損なうおそれがないと認められる場合は、前項に規定する時間のほか、休業日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日を除く。）にあつては午前六時から午前九時まで、休業日以外の日にあつては午前六時から午前七時までスポーツ開放を行うことができる。

(昭六一、四・全改、平四、一〇・平一四、二・改正)

(自由活動開放の時間)

第五条の二 自由活動開放を行う時間は、土曜日（規則第四条第一項第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号に規定する休業日を除く。）の午前九時から午後零時までとする。

(平四、一〇・追加、平一四、二・平二二、三・改正)

(利用団体登録)

第六条 スポーツ開放を利用しようとする者は、あらかじめ利用を希望する実施校ごとに利用団体として教育委員会の登録（以下「利用団体登録」という。）を受けなければならない。

2 利用団体登録は、市内に居住し、通勤し、又は通学する者で構成され、かつ、構成員に監督者としての成人を含む団体に限り受けることができるものとする。

(平二五、九・全改)

(利用団体登録の手続)

第七条 利用団体登録を受けようとする者は、登録申請書に教育長が別に定める書類を添えて、当該利用団体登録に係る実施校の校長を経由して教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を行った者が前条第二項の団体に該当しないとき又は当該者の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用団体登録を拒否

するものとする。

- 一 暴力団（仙台市暴力団排除条例（平成二十五年仙台市条例第二十九号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）の利益となる利用
- 二 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用その他政治的活動のための利用
- 三 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教的活動のための利用
- 四 専ら営利を目的とする利用
- 五 学校の管理に支障を及ぼすおそれがある利用
- 六 公の秩序を乱すおそれがある利用

3 教育委員会は、利用団体登録をする旨又は拒否する旨の決定をしたときは、その旨を当該利用団体登録に係る申請を行った者及び当該利用団体登録に係る実施校の管理運営委員会に通知するものとする。

（平二五、九・全改）

（利用団体登録の有効期間）

第八条 利用団体登録の有効期間は、教育長が別に定める。

（平二五、九・全改）

（利用団体登録に係る事項の変更等の届出）

第九条 利用団体登録を受けた者は、利用団体登録に係る事項について変更し、又は利用団体登録を廃止しようとするときは、その旨を当該利用団体登録に係る実施校の校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、利用団体登録を受けた者から前項の規定による変更の届出があったときは、その旨を当該利用団体登録に係る実施校の管理運営委員会に通知するものとする。

（平二五、九・全改）

（利用団体登録の取消し）

第十条 教育委員会は、利用団体登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき又は当該者の利用が第七条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用団体登録を取り消すものとする。

- 一 第六条第二項の団体に該当しなくなったとき
- 二 利用団体登録の有効期間が満了したとき
- 三 前条第一項の規定による廃止の届出をしたとき
- 四 偽りその他不正な手段により利用団体登録を受けたとき

2 教育委員会は、前項(第二号を除く。)の規定により利用団体登録を取り消したときは、その旨を当該利用団体登録を受けていた者及び当該利用団体登録に係る実施校の管理運営委員会に通知するものとする。

(平二五、九・追加)

(利用手続)

第十一条 スポーツ開放を利用しようとする者は、利用を希望する実施校の管理運営委員会が定める期日までに、当該管理運営委員会に対し利用の申込みを行わなければならない。

2 前項の申込みは、利用団体登録を受けた者でなければ行うことができない。

3 管理運営委員会は、第一項の申込みがあったときは、必要な調整を行い、利用の可否を当該申込みを行った者に通知するものとする。

(平二五、九・追加)

(利用の中止)

第十二条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、学校施設の開放を利用する者(以下「利用者」という。)に対し利用の中止を命ずることができる。

一 当該利用者がこの規則又はこの規則に基づく実施細目に違反したとき

二 当該利用が第七条第二項各号のいずれかに該当するとき

(平二五、九・追加)

(利用者の弁償責任)

第十三条 利用者は、実施校の施設又は設備を故意又は過失によって毀損し、又は亡失したときは、弁償の責を負うものとする。

(平二五、九・旧第十条繰下・改正)

(実施細目)

第十四条 この規則の実施について必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

(平二五、九・旧第十一条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表中校庭の午後六時から午後九時までの開放する時間に関する部分の施行期日は、別に定める。

(昭和五六年九月教委規則第八号で、昭和五六年九月二一日から施行)

(昭六一、四・改正)

附 則(昭六一、四・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平四、一〇・改正）

この規則は、平成四年十一月一日から施行する。

附 則（平七、一・改正）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平九、九・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平一四、二・改正）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平二二、三・改正）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平二五、九・改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第六条第一項に規定する利用団体登録のため必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。